

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、未だ収束の見通しがたたない新型コロナウイルス感染症への対応や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、大分県においては、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われていますが、本来は国の責任で行われるべきものです。義務教育は自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定と財源の保障が必要です。

全国どこに住んでいても、子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、「義務教育費国庫負担制度の拡充」を要請します。

記

○教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年6月30日

臼杵市議会